

新潟市庁舎等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

新潟市長 中原 八一

新潟市規則第32号

新潟市庁舎等管理規則の一部を改正する規則

新潟市庁舎等管理規則（平成19年新潟市規則第100号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「中央区白山浦1丁目332番地1」の次に「，中央区古町通7番町1010番地」を加え，「，中央区西堀前通6番町894番地1」を削る。

第9条中第2号を削り，第3号を第2号とし，第4号を第3号とする。

附 則

この規則中第9条の改正規定は公布の日から，第2条第2号の改正規定は令和2年5月7日から施行する。